

平成25年度第4回年金業務監視委員会

平成26年1月15日

【郷原委員長】 若干定刻より前ですけれども、皆さんおそろいのようなので、平成25年度第4回年金業務監視委員会をこれから開催したいと思います。

なお、草野委員及び高山委員につきましては本日所用のため欠席されております。

本日は社会保険事業運営費に係る平成26年度予算案及び社会保障審議会に設置された年金関係3委員会の報告書を受けた厚生労働省の今後の対応について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

それでは、まず社会保険事業運営費に係る平成26年度予算案についてヒアリングを行います。それでは御説明をお願いします。

【赤澤事業企画課長】 年金局の事業企画課長の赤澤でございます。それでは、お手元の説明資料1に従いまして平成26年度の社会保険事業関係予算について御説明をさせていただきます。

説明資料の1の第7、若者も高齢者も安心できる年金制度の確立の1のところは年金給付金の部分でございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

2の部分からが社会保険事業運営費ということで、年金関係の業務関係経費ということでございます。まず、正確な年金記録の管理と年金記録問題への取組ということで、平成26年度厚生労働省予算案として146億円を予算案に計上しているところでございます。

最初の(1)が正確な年金記録の管理に資する「ねんきんネット」の利用拡大と機能充実ということで、まずは、年金記録の確認やいまだ持ち主の明らかとなっていない記録の検索ができる「ねんきんネット」につきまして、さらなる利用者の拡大を図るための周知、それから、「ねんきんネット」において届け書の作成を支援する機能を充実して、その正確性を確保するための予算を計上しているところ、8.7億円ということでございます。

それから、年金記録の突合せということで、(2)のところでございます。紙台帳とコンピューター上の年金記録の突合せにつきましては平成25年度中をめどに終了するというところとなっておりますが、引き続きその結果に基づきまして記録の訂正、再裁定等の必要な対応を行う必要がございますので、この点につきまして138億円を計上しているという状況でございます。

次のページをおめくりいただきまして、3の適用・収納対策の取組強化ということでございます。厚生年金の適用調査対象事業者の加入促進や国民年金の保険料収納対策の強化を図る必要があるということで、厚生年金、国民年金それぞれにつきまして必要な予算を計上しております。

まず(1)が厚生年金保険の適用調査対象事業所の加入促進対策ということで、最初のところに書いてございます、①のところでございますが、法務省の法人登記情報をいただ

いておりますので、これと厚生年金の適用事業所を突合せいたしまして、適用調査対象事業所に対して加入指導に今後5年間集中的に取り組んでいくというようなことで新規予算として計上しているところでございます。また、これまでやっております厚生年金適用調査対象事業所に対する職権による適用の取組というのも引き続き確実に進めていきたいと考えているところでございます。

(2)のところが、国民年金の保険料収納対策の強化ということでございます。こちらのほうは、納めやすい環境の整備がまず必要だということで、保険料の口座からの自動引落しとといったことを進めていく必要があるということで、市町村や金融機関等から被保険者への働きかけの強化を行うための予算、具体的には、市町村の窓口において口座振替の利用案内をして、被保険者から口座振替の申し込みを受理した場合の手数料の引上げをしたいと考えておりますし、また、金融機関においても同様の取組についてモデル的に行うというようなことをしたいというのがこの部分でございます。また、未納が多い若年者の方に対して映像資料を作成して教育現場で活用する情報発信のモデル事業といったものもやって、国民年金に関する理解、納付の意欲というものについて向上を図るためのモデル事業をやりたいということを考えているところでございます。

②は納付督促の強化ということで、こちらのほうも、市場化テスト受託事業者が行う納付特例につきまして電話や訪問の回数を増やすモデル事業を実施しまして、今後この結果を踏まえて引き続き対策を講じていくということを考えているところでございます。

また、③高所得者への強制徴収の徹底ということで、国民年金の強制徴収につきましては、十分な所得がありながら保険料を納めていない方に対する強制徴収を徹底したいと考えております。具体的には、所得400万円以上、未納保険料月数13月以上という方に対しては強制徴収を徹底するというところで、こちらのほうも一部新規ということで予算を計上させていただいております。適用・収納対策の取組強化ということで総額192億円の予算計上ということでございます。

(4)が日本年金機構が行う公的年金事業に関する業務運営ということでございます。年金事業の運営経費につきましては、業務経費全体として大体3,800億円ぐらいあるわけでございますが、そのうち2,826億円につきましては、日本年金機構の運営経費として日本年金機構に交付金として交付しておるという状況でございます。この中で日本年金機構の各種業務運営の経費、それから一般的な適用促進、徴収、給付、相談等の業務をやっているところでございまして、こちらの経費として2,826億円を計上させているところでございます。

以上が簡単ではございますが平成26年度社会保険事業運営費についての予算案ということでございます。どうかよろしく願いいたします。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして質問等ございましたら御発言をお願いします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございます。

3（1）の加入促進対策についてお尋ねいたします。法人登記簿情報の活用によりとなっているのですけれども、登記をした事業所をリストアップして加入促進に回るということでよろしいのでしょうか。

【大西事業管理課長】 年金局事業管理課長でございます。

今のお話のとおりなのですが、法人登記がなされている事業所の情報は既に法務省からもういただいております、それを我々が持っている社会保険の適用事業所のデータと突合せをします。そうすると、法人登記簿には載っているけれども適用事業所になっていない事業所というのが分かることとなります。我々は見込みでは240万ぐらいあるのではないかと考えているのですが、その240万ぐらいずれがある分を5年間で集中的に調査して、1件1件適用事業所になるのか適用事業所にならないのか調べていくということをやりたいと考えております。

【吉山委員】 ということは、以前から情報を持っていらっしゃるということなのですが、雇用保険関係からの情報でしょうか。

【大西事業管理課長】 雇用保険からもデータをいただいておりますが、今申しあげましたのは法務省の法人登記簿情報、こちらもいただいております。

【吉山委員】 そうなると、いつも疑問なのですけれども、法人を設立するときに当然登記します。それから、税務署に届ける事業所というものは多いのですけれども、社会保険に加入しようというのは、あまり法人設立の説明書を読んでも出てきません。それで、もし法務省とタイアップできるのであれば、法人を設立したときの手続マニュアルのようなものに、社会保険の加入、もちろん厚生労働省さんであれば労働保険の加入ですけれども、そういうことも前もって通知するような仕組みは取れないのでしょうか。

【大西事業管理課長】 御指摘のような仕組みというのは、全く取れないわけではないと思います。そのあたりは法務省とよく相談して、なるべくやれる方向で考えたいと思います。

【吉山委員】 お願いいたします。

【村岡委員】 ちょっとよろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【村岡委員】 教えていただきたいのですけれども、2（2）記録の突合せは25年度で終わったということですが、その後の後処理というか、これが（2）になると思うのですけれども、これは、先の話で、平成27年度、28年度もずっとこれぐらいのお金が継続して必要になっていくわけですかというのが1点。それから2点目は、もしお分かりになったら教えていただきたいのですけれども、結局今までこの年金記録問題で総額幾らぐらい使ったことになるのでしょうか。これはお分かりになれば結構ですが。

【梶野年金記録回復室長】 年金記録回復室です。

まず後者ですけれども、後で報告書を御説明しますけれども、基本的に4,000億円です。後で詳細を御説明します。

それから1点目ですけれども、基本的には、ちょっとまた補足は機構からお願いしたいと思っておりますけれども、突合せをやって、それを本人へ確認するというのがまだ残っていますけれども、なるべく来年、近いうちに。ただ、御本人様から回答がありますので完全には申し上げられないと思っております。

【北波記録問題対策部長】 日本年金機構記録問題対策部の北波と申します。どうぞよろしくお願いたします。

若干記録回復室長の説明に補足をさせていただきます。当機構では、工程表に基づきまして、本年度中をめどに記録の突合せを行った上で、必要なものにつきましてはお客様に御連絡を差し上げるということで現在作業をしております。ただ、これを郵送でお知らせした後、御本人様からの御回答をいただいた上で記録を訂正するという処理が続いてまいります。また、その際には、私どもが運営しております紙台帳検索システムを利用しながら再度確認をする、また、最終的には年金額の訂正ということで裁定業務がもう一回、再裁定という形がございます。基本的にはそのような業務については、来年度のできれば前半期には全て完了したいということで作業を進めておりますが、そのような経費が平成26年でございます。

平成27年度以降につきましては、紙台帳検索システムなど既存のシステムを運用する経費は恐らく残ろうとは思いますが、現在のような額にはならないとは思っております。まだ見込みでございますので確たることは申し上げられませんが、以上でございます。

【郷原委員長】 どうぞ。

【岸村委員】 すみません、3番の適用・収納のところよろしいでしょうか。これは（ ）が昨年の予算、25年度予算という意味でよろしいのでしょうか。

【赤澤事業企画課長】 （ ）内は前年度予算ということでございます。

【岸村委員】 ということは、例えば厚生年金の適用でいえば80億円くらい強化をするということは、相当ここに力を入れていくということなのですけれども、これはつまり、かなりまだ未適用が今でも新しく生まれていて、それも放置できない状況にあるという意味なのでしょうか。

【大西事業管理課長】 先ほど申しましたが、いただいた法人登記簿情報と突合せてみるとかなりのずれがあります。ただ、それが全部いわゆる適用しなければいけない事業所なのかどうかと申しますと、調べた結果、実は従業員は全然いなかったという場合は厚生年金の適用にならない、事業活動の実績がなければ厚生年金の適用になりません。そのあたりを今後、調査していかなければいけないということで、その調査のための経費として今回予算を増やしているということでございます。

【岸村委員】 ということは、これは全国に事務所が散らばっているのです、そういう意味では相当人件費をかけてやらないとできないのかなと思っております。あとは、収納対策のほうでは口座振替の推進、これはもう昔から言われていることなのですけれども、これについては、②に係る予算がかなり増えているのですかね。①についても恐らく増やしてい

るのではないかと思うのですが、この口座振替を推進するというのは、例えばどのような方に対して推進するのか。単に納付書できちんと納めてくれる人を口座にしても、それはそれで納め忘れの防止にはなるでしょうけれども、根本的な解決にはならず、いかに納める気がない人といいますか、納めていない人を口座振替に持っていくことができるかどうかということが鍵なのですが、そのあたりでこれだけの予算をかけるための一工夫といいますか、何かお考えがあるのでしょうか。

【大西事業管理課長】 今回、この予算の増額のかなり多くは③の強制徴収の強化の部分なのですが、①の口座振替のところでも新規の予算を計上しています。先ほど説明しましたが、市町村のほうで口座振替を獲得していただいた場合には1件当たり厚生労働省からお支払いする交付金の額を増やすというようなことで予算を増やさせていただいておまして、市町村で口座振替をより積極的に進めていただくインセンティブを我々としては期待しているというようなことでございます。ただ、具体的にそのうちどのような人をターゲットにすると効き目があるのかというようなところについては、まだ私どもも、具体的な方法を市町村にお示ししてお願いするところまではいっておりません。

【岸村委員】 ありがとうございます。ただ、これは納める人にも何かインセンティブといいますかメリットがあればまた違うのかなと。というのは、いろいろなほかの納税その他の場合でも言われていることなのですけれども、年金の場合は、この取り組んでいる記録問題の解決も含めて、要は信用をどれだけ回復したかということの裏返しがこの事業の成果に直結してきますので、そういう意味では是非、特に若者だと思んですが、若者が口座振替をしてくれるきっかけに、そこにインセンティブを働かせるような何かがあればよいのかなと。これは個人的な意見ですけれども、よろしく願います。

【郷原委員長】 この適用・収納対策については、厚生年金関係は適用の問題、国民年金の関係では収納対策ということになっているのですが、恐らくこれは毎年この場で言っていると思うのですが、厚生年金の徴収の問題というのは、全体としての収納率は国民年金よりはるかに良いと思うのですが、中小企業の収納に問題があるのではないかと。それが、まさにこの委員会が立ち上げられる前のいわゆる記録問題、社会保険庁の不祥事の一つでもあった標準報酬月額遡及訂正問題の背景になったのではないかと指摘を私は以前からしていますし、それがどうなったのか。あの制度上の問題から考えて、中小企業の部分の収納がよくなっているとは思えないのですが。しかも中小企業の厚生年金の場合は、収納が最終的に倒産によって徴収できないまま終わっても将来の年金は同じ金額もらえるという不公平があることがいわゆる年金改ざんというような問題にもつながったと考えますと、やはりその問題は放置できないのではないかとと思うのですが、何か統計がいつもとられていないということで、中小企業の分の収納の数字というものがこれまで全然出ていないのです。あの制度的な問題がその後どうなっているのか、その後あのいわゆる不祥事の背景になったような問題が解消されているのかという点については厚労省としてどのようにお考えなのか、ここをお聞きしたいのですが。

【大西事業管理課長】 全く御指摘のとおりだと思います。それで、今回の法人登記簿情報の活用などというのもそういう意味では、実際にそのずれている部分というのは、中小企業がかなり多いと考えますので、そういうところを我々としては手をかけて丹念に潰していくということで、今回このような対策を盛り込んでおります。全体としては御指摘のとおり、国民年金ですと60%の納付率ですが、厚生年金ですと98%の収納率ですので、この2%の部分の大部分は恐らく中小企業ということですので、中小企業について、今御指摘のあったような問題点をどのようにクリアしていくかということについては、実務上は丹念に潰していくということで取組を考えていますけれども、あわせて何か制度的に対応できる部分があるかどうかというような部分についても、引き続き検討していかなければいけないのかなと考えております。

【郷原委員長】 私が言いたいのは、収納の問題と適用の問題はセットではないかということなのです。適用対策のほうばかり書かれていますけれども、なぜどうしてもなかなか適用できない部分があるかという、適用することがかえっていろいろな不合理を生じるのではないかというようなレベルの中小企業がたくさんあるはずだ。そこは幾ら現場でコストをこんなにかけてやったところでトータルで社会にとってプラスにならないのではないかという懸念を私も持っていますし、今日は欠席されていますけれども、高山委員も前から言われているところで、そういったところのごくわずかですけれども、ある意味で、徴収不能になって払わないまま終わった、保険料を払っていないのに将来同じだけの年金がもらえるというのは不公平を生じるのではないか。年金の問題に関して不公平というのはやはり極力避けなければいけないのではないかという問題意識を以前から持っているのですけれども、どうもいつもその問題は何かネグレクトされてしまって、適用の問題だけになってしまうのです。何か問題意識が少しバランスを欠いているのではないかという感じがするのですが。

【大西事業管理課長】 決してネグレクトしているわけではなくて、そういう意味では、単に「適用」と言っていますけれども、適用と収納も併せて考えたときには、正に委員長が言われたような、収納を忌避するために適用に至らないということで、特に中小企業の場合は適用と収納というのは表裏一体の問題だと思います。ただ一方で、制度的には、なるべくサラリーマンは厚生年金のカバーの中にとりという大きな流れの中でこれまで適用範囲の拡大に取り組んでまいりました。御指摘のとおり、現場の感覚から言うと、中小企業の適用は非常に難しい問題なのですが、一方でそういう建前もございまして、そのあたりのバランスを見ながら、制度的な対応についても今後の検討課題と考えております。

【郷原委員長】 機構のほうでそういう現場の悩みというのでしょうか、そういったものを最近どう受けとめられているのかということ、何か感触でも、お話しただければ。

【深田理事】 担当をしております深田と申しますが、現場は、中小企業について、つい最近までは、一生懸命その雇用保険のデータとの突合作業をして加入促進をし、現在のところですと8,000社ぐらいは適用になりました。もう大半が終わってしまっていて、3年・半減は

ほぼ達成できています。もう少しで終わってしまうぐらいになったのですが、要するにその中でも適用できたのが8,000社ぐらいということで、かなり適用対策に苦勞をしております。事実、よく我々が聞くのは、適用するにしても、強制的な適用というのはなかなか難しい側面がございますので、粘り強く、外部委託をした交渉、あるいは自ら行く交渉も含めて取り組んでいるということと、中小企業ですので、どうしても納付が、かなり微妙な時期がやはりどうしてもあって、要するに、ちょっとこの時期の納付は難しく、分割してなんとかありませんかというような相談にも、かなりそこは手厚く対応するような形で今は対応しております。ただ、そうはいつでも潰れてしまうといけませんので、要するに、保険料収入も伸びていますが強制徴収の件数もかなり伸びているというのが今の状況です。

【吉山委員】 よろしいですか。すみません、今の件で。現場としてかなり苦勞しているらっしゃるのはわかりますし、随分文書も出されていらっしゃるし、巡回もしているらっしゃるのはよく存じております。中小企業の実態としまして、先ほど、なるべく登記のときに前もって社会保険の適用の話をと申し上げたのは、社会保険料の用意をしていない、資金繰りとして入れていないという事業所さんが結構あるのです。それで、今年度、新規適用の仕事の依頼というのは結構来ておりまして、先週1件、今週1件、あともう1件、今日電話で話したのですが、社会保険労務士に手数料を払えないというので、やり方を電話で説明したというところもございます。

社会保険の新規適用のときに、皆さん御存じだと思いますが、できれば口座振替でという話をするのですけれども、引き落とされてしまったら仕入れその他の支払いができないので口座振替もできないという事業所もございます。保険料を捻出するために社員を解雇する事業所もあります。あとは、労働時間を減らして、賃金も当然減るのですけれども、社会保険の適用にならないようにという苦勞をしています。一方で現場の年金事務所の方のお話を伺うと、事業所に話を聞いてもらえずに非常に苦勞しているらっしゃる。もう少し広報をうまくやっていただきたいと思っています。

先ほどの岸村委員の意見に関連してくるのかと思いますが、年金に入るとどういうメリットがあるかという説明を、民間企業のようにと今、日本年金機構さんに言うのはおかしいのですけれども、そういうPRをした上で、従業員もメリットがある、事業所さんにも従業員の定着ということでのメリットもある、その他もろもろの理解を得られるような説明をうまくしていただけないでしょうか。徴収率アップというのは非常に重要なことだとは思いますが、個々の事業所の状況をもう少し見た上で進めていただかないと、せっかくこれだけ予算をとったとしても空振りに終わってしまう、又は事業所さんが潰れてしまうということになったら元も子もありませんので、そのあたり、現場をもう少し見ていただきたいなと思っております。お忙しいところすみませんが、お願いします。

【郷原委員長】 その点は要望ということでよろしいでしょうか。

【吉山委員】 はい。

【郷原委員長】 それでは、次の議題に移らせていただきます。厚生労働省の社会保障

審議会に設置された年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会及び年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会では昨年の12月に報告書を取りまとめられておりまして、また、年金記録問題に関する特別委員会では報告書案を公表しているところです。これらの内容は我々総務省に設置された監視委員会の今後のあり方などにも関連しますので、この概要と今後の対応について御説明をお願いします。

【大西事業管理課長】 それでは、まず年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会のほうから順番に3人の者が交代で御説明させていただきます。まず私から徴収体制関係を御説明いたします。

説明資料の2-1、2-2、それから参考資料ということで、平成26年度予算案等における国民年金保険料収納対策等についてというプレスリリースをお配りしているかと存じます。

まず説明資料の2-2を御覧いただければと思います。これが報告書の本文になっております。検討の趣旨をまず「はじめに」のところに明記しておりまして、この徴収体制の強化の議論と申しますのは、もともと、消費税の見直しの議論の中で税制改正法の附則に今後の年金保険料徴収体制のあり方という規定がございまして、それを受けたかたちで社会保障・税一体改革担当大臣の下に検討チームが設置され、そこでまとめられた「論点整理」をベースにして、厚生労働省の社会保障審議会のほうで検討をしてきたというような趣旨でございます。

大きな報告書のポイントにつきましては資料2-1の1枚紙で御説明したいと思います。この報告書の中では、まず国民年金保険料の基本的な考え方について整理しており、公的年金である国民年金の保険料納付は義務であり、強制徴収や説得・勧奨、納付しやすい環境整備、それから広報のような理解の促進方を組み合わせる取組を強化していくべきとしています。その際、先ほど吉山委員からも御指摘がありました、納付のメリットを分かりやすく説明していくということが必要だというような基本的な考え方、それから、具体的な向上策については、Ⅱの(1)から(8)まで掲げてございますので、後で御説明します。それから、Ⅲの厚生年金の適用促進策については、先ほど御説明したものの以外に、国税庁から稼働中の法人に関する情報の提供をいただくことによって適用促進をしていってはどうかということも指摘をいただいております。

それから、国民の利便性向上策というところでは、免除に係る手続の簡素化ですとか厚生年金、労働保険の共通の滞納事業所についての情報の一元管理というようなことを御提言いただいております。

今、説明を省略したⅡの(1)から(8)の具体的な納付率向上策の部分につきましてはこのプレスリリースの中にございまして、先ほどの予算の説明と重複しますので詳細は説明いたしません、1枚表紙をおめくりいただきますと、国民年金保険料の納付率向上策ということで、強制徴収の強化につきましては53.5億円というような予算で、400万円以上、13月以上滞納の方を対象に強制徴収を実施していくこと等々、この専門委員会での御

議論を受けまして所要の予算を計上して具体的な施策の実現を図っているというようなどころでございます。

この関連で申しますと、資料2ページ目の(3)、(4)というところ、免除関係の運用の改善、それから事後的な納付機会の付与、これは、国民年金保険料は2年で時効になってしまいますが、それを過ぎても5年間は納められるようにすること、それから、若年者納付猶予制度が今30歳未満の方に適用されていますが、その年齢を拡大するというような部分については法律改正で対応するという事になっておりまして、現在、次期通常国会に向けて、これらについて対応するための法案を準備中でございます。

【赤澤事業企画課長】 引き続きまして私から、説明資料3-1でございます。年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会取りまとめについて御説明をさせていただきます。

こちらは、年金の記録であります年金個人情報、これは非常に長期の管理が必要で、またプライバシーが非常に高いという中で、年金各法、国民年金法、厚生年金保険法等において記録の訂正手続等が位置付けられていないという問題意識のもとに専門委員会を取りまとめがなされたという報告書でございます。

まず報告書の概要の3-1を御覧いただきますと、現在の年金記録の訂正の仕組みは、1つは年金事務所段階、それから総務大臣への年金記録訂正のあっせんを求める申し立てによる訂正、それから、行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求、この3つがあるわけでございますが、特に②の総務大臣への年金記録の訂正のあっせんを求める申し立てにつきましては、平成19年より臨時・緊急的に設置したものであるということや、それから、このあっせんというのは事実上の行為ということ、あっせん内容に不服があるとして訴訟を提起しても却下される傾向にあると総務省の年金記録確認第三者委員会の報告書から御指摘をいただいているところでございます。また、行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求につきましては、基本的には訂正請求の前に開示請求が必要という開示請求前置の考え方をとっておりまして、そういう意味でやや手続的にも煩雑でございますし、今まで件数実績は少ないという状況でございます。

現在の年金記録の訂正事案についてでございます。その下のところでございますが、基本的にこれまでは過去の国民年金の事案が多かったわけでございますけれども、現在は厚生年金の事案が中心で、しかも最近10年以内の期間の訂正を求める事案が増加しているということで、まだ足元の事業主の届け出漏れ・誤りに起因するものがあるという状況になっております。

こういう状況の中で、まさしく厚生年金保険法が中心であり、典型的なことでございますが、年金記録の誤りというのは恒常的に発生し得るということで、右の枠に書いてございますように、恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要なのではないかという御指摘をいただいております。具体的には、そちらに書いてございますように、年金原簿記録の訂正を請求すること、請求権を

年金制度に位置付けて、被保険者から訂正について請求できるようにすると。そして、請求されたならば、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める根拠規定を設けて、被請求者だけでなく、厚生労働大臣が調査をして調べることができる。そして、実際にその訂正をするかどうかという決定を行政処分として行うこととなりますが、その訂正決定に当たっては、民間有識者から成る合議体の審議を踏まえて、その審議に基づいて厚生労働大臣が訂正決定を行うという仕組みにすべきではないかという御指摘をいただいているところでございます。このようなことによりまして訂正請求が処分性のある行政手続として整備され、厚生労働大臣の処分性のある訂正決定ということで、それに対して、処分に不服があれば不服申し立てや司法手続への移行が可能になるという御指摘をいただいているところでございます。

この報告書の2枚目のほうで、もう一つは年金個人情報情報の情報提供の推進について引き続ききちんとやっていくことが必要だという御指摘、それから、Ⅲの年金個人情報情報の厳格な保護というところでは、今、日本年金機構の年金個人情報情報の提供は非常に厳格な要件が書かれておりますが、高齢者の虐待事案など年金情報を提供することが適当な事案もございまして、そのようなものについては十分明確にした上で情報の提供を行うことが必要という御指摘もいただいております。

以上でございます。

【梶野年金記録回復室長】 続きまして説明資料4でございます。年金記録問題に関する特別委員会報告書案ということで、これはまだ案という状況でございます。

まず、これは社会保障審議会の日本年金機構評価部会の下に設置されておまして、設置要綱に基づいて、記録問題でなお必要な対応策についての意見提言とか取組内容のこれまでの整理とか、そういったことについて御審議いただきました。この資料は12月20日に報告書案について御審議いただいたものでございます。それで、報告書案本体は400ページ以上ありますので、お手元の報告書案の概要版、17ページありますが、これを簡単に説明させていただきたいと思っております。

まずこの報告事項の対象ですけれども、これは、今まで報告書が作成される機会がなかった2つの委員会、年金記録問題作業委員会と、それから年金記録回復委員会、それらも含めて記録問題6年間の取組を対象としております。

それでこの報告書案ですけれども、構成は第1章から第10章まで、それから、最初に「はじめに」ということで今申し上げた「性格」、それで、最後に「おわりに」ということになっています。内容的に見ますと、まず「はじめに」の7行目ぐらいですけれども、この報告書の企図としてということで、年金記録問題の諸問題についての今後の対応姿勢や対応策に関する提言、それから、機構の次期中期計画への材料集ということ、したがって、この報告書は年金記録問題の幕引きのための報告書ではないというふうにしております。

それから、続きまして第1章から第7章まではこれまでの取組が中心ですので説明は省かせていただきます。年金記録問題を7つのパターンに整理しまして、その改善状況を整

理しております。

それで、概要の3ページを御覧いただきますと、特に宙に浮いた未統合記録5,000万件の状況につきましては、この表のとおり、現時点では解明された記録が2,983万件、それから、表の左下ですけれども、解明作業中またはなお解明を要する記録は2,112万件ということでございます。

それから、第8章になりますけれども、概要の10ページです。これは特に事務処理誤りについて1つ章を起こして、その再発防止策として、例えば、概要10ページの一番下ですけれども、事務処理誤りで、保険料を納めたくても納めることができない場合の事後的な救済策として法律改正の必要性とか、そういったことを書いております。

それから、次の概要の11ページ、第9章に当たりますけれども、記録回復の全体実績と投入経費ということで、先ほどもありましたけれども、上1行目ですが、これまで投入した経費は約4,013億円です。それに対して、(2)ですけれども、2行目から、年金回復額は年間の年金額で946億円、生涯受給額で1.9兆円ということになっております。

それから、次の12ページの第10章ですけれども、これが章としては最後の章で、記録問題の再発防止策ということと、それから26年度以降の取組ということでございます。概要12ページ下のほうの(1)ということで、記録問題の再発防止策としては、まずは御本人による確認ということで定期便や「ねんきんネット」、それから次の概要13ページの真ん中のあたりには②基礎年金番号の整備ということで重複付番対策、それから下のほうの③ということで事業主・自治体からの届出の電子化の推進とか。それから続きまして概要14ページですけれども、いろいろそのほかも書いております。

それから(2)として、概要14ページの真ん中ですけれども、平成26年度以降の年金記録問題への取組については、下のほうに②ということで、御本人への働きかけがなお必要ということで、いろいろこういうことが必要だということが書いております。

それから、最後に概要15ページ、「おわりに」ということで各委員個々人の所感などを整理しております。例えば(1)は厚労省と年金機構の連携緊密化策、この委員会でも御意見いただきましたけれども、そういった厚労省と機構の連携策をいろいろ述べられております。

それから最後に、概要16ページですけれども、(7)として、最後ですけれども、年金業務の適正な運営のための今後の第三者による検討の場ということで、1行目の最後からですけれども、政府が管掌する年金業務の適正な運営のためには、厚労省及び年金機構に対して、引き続き第三者の知見を活用した国民目線からのチェックが欠かせないのが現実ということで、この記録特別委員会は任務が終了しますけれども、このような問題意識のもとで年金業務の運営について調査・審議を行い、改善を提案する第三者による何らかの検討の場が必要ではないかと考える、ということで閉じております。この特別委員会はあさって、17日を予定しておりまして、報告書を取りまとめていただいたら、それに沿って検討を進めていくということでございます。

以上です。

【郷原委員長】 ただいまの御説明についてご質問がありましたら御発言をお願いします。よろしいですか、質問は。

【吉山委員】 別に意見というのではないですけれども、この報告書等に、国民の信頼を損なわないためとか、年金制度が長く存続するようにみたいなことが書いてあったと思いますけれども、本当に国民一人一人が年金制度が長くきっちりと存続していることを望んでおりますので、皆さん大変でしょうが、そのあたり、お力を尽くしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【郷原委員長】 それでは、最後の説明の概要16の（7）に関しても、年金業務を担っている厚生労働省及び年金機構に対して、引き続き第三者の知見を活用した国民目線からのチェックが欠かせないのが現実であろうという、この報告書の案にも書かれているわけですが、この点はまさに、この委員会が総務省に設けられて、これまで年金業務を監視するというような役割を担ってきたわけですが、その委員会、この委員会も一応今年の3月末が設置期限ということになっています。

ということで、ここに書かれている第三者の知見を活用した国民目線からのチェックというのは一体どのように行っていくべきなのかということも、この委員会を4年近くの間、年金業務監視委員会としてやってきた経験を踏まえて我々なりに考えてみる必要があるのではないかと思いますので、こういう年金業務に対するチェックのあり方等についてもこの機会に御意見をいただければと思うのですが、この点に関しては委員会としても重要な事項だと思いましたので、今日欠席されている高山委員長代理からも私、事前に御意見を伺ってきました。

高山委員は、今回、この年金業務監視委員会がこの4年近くの間それなりの役割を果たしてきたと言えるのではないかと。とりわけ運用3号の問題等については我々委員会が動かなければ現状には至っていなかったはずだ、そういう意味で業務の改善に役立ってきたと言えるのではないかと。

これは高山委員のかねてからの指摘なのですが、年金業務には常に間違いというのが起こり得るので、その間違いを早期に発見して是正することが必要であると。そういう意味で何らかの形で監視、調査というのが必要であって、その監視の場を外部に作ることも含めて検討してもらいたい。もちろん、そのあり方というのは最終的には政府としての判断なのだけれども、そのような監視というのは今後も必要ではないかという高山委員の御意見でした。

言い忘れましたけれども、今日もう一つ配っております参考資料、これは年金業務監視委員会の主な活動実績を時系列とともにまとめたものです。1枚目、1ページに、この年金業務監視委員会が設置以降に取り組んだ主要な問題について簡単に記載してあります。

最初に、紙台帳とコンピューター記録との突合せ業務の入札に関して問題が発生した際には、委員会でもいろいろ調査・審議を行いました。機構としての対応等についての所見

を公表したりもしました。

それから、今の高山委員のコメントの中にも出てきましたが、何といたってもこの4年近くの年金業務監視委員会の活動の中でも最も重要なものは運用3号問題だったのではないかと思います。社会的には主婦年金問題などとも言われて、国会の場でも大変な議論になったわけですが、この運用3号問題について、事実と異なる年金記録に基づいて国民年金の受給資格を欠く者に対して年金給付が行われている、それを厚労省の課長通知によって正当化するような方向で実務が運用されることに対して、平成23年の1月に懇談会を開き、その後、何回か調査・審議を行いました。

そして、その我々としての検討結果、意見を23年の3月8日に総務大臣に提出しました。そこでの意見の概要はここに書いているとおりです。端的に言いますと、運用3号はその内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから廃止すべきであるという意見を述べたわけですが、この問題についてはその後厚労省で検討が行われ、最終的には立法措置が講じられたということです。

それから、一昨年秋から、日本年金機構の現職職員からの情報提供によって時効特例給付に関する問題を当委員会において取り上げて、いろいろ議論しました。我々の委員会の要請に基づいて、日本年金機構で時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会が設置されて調査が実施されました。この問題の背景には、時効特例法の法律自体の内容が若干曖昧であるところ、どういう場合に対象となり、どういう場合は対象にならないのかということについて判断が難しい面があったという法解釈上の問題もあったわけですが、とりわけ我々としては、その法解釈上の問題の難しさということがあるとすると、取り扱いの不公平が生じている可能性があるのではないかという問題意識から、いろいろ対応について意見を述べたわけですが、最終的には、今述べた調査委員会において時効特例給付に関する不公平な取り扱いが明らかになって、是正措置が取られたということです。このような年金業務監視委員会としての活動経過を時系列で取りまとめたのがこの3ページ、4ページ、5ページです。

こういったこれまでの経過等も踏まえて、年金業務に関する監視のあり方等について各委員から御意見を出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【吉山委員】 私ばかり発言して申しわけございません。今の時効特例給付の問題から、機構職員が意見を述べているということがこちらとしてもはっきりわかったのですけれども、左右上下の連係プレーがあまりできていないという印象を受けることが多々ございます。機構の本部の方々がおっしゃっていることと、間に入っているブロック、そして下にある年金事務所、そこの方々との温度差というのでしょうか、それを感じることもございますので、そのあたりの連携をさらに強めていていただきたいなと思うところです。それぞれ意見が出てきたところで第三者からコメントをもらう等の対処をしていただければいいなと希望しております。

以上です。

【郷原委員長】 いかがでしょう。

【岸村委員】 どういうことを申し上げてよいか、ちょっと整理ができていないのですが、いづれにしても、この何年か、本当に気の遠くなるようないろいろな作業と資金を投入して信用回復に努めてきたということだと思っておりますが、ただ、実際に私たちもこの委員会、信用回復の一助になればということなのではございますけれども、いろいろな制度的にきめ細かに納めやすい環境をつくるか、また未納者にこういうアプローチをしていこうとかあるのですが、実際それがあつて意味本当に国民から見て信用の前進につながつたのかどうかということがどうしても、国民全体の宿題かもしれないのですが、非常に難しいことで、どういふふう信用の回復度合いを計つていくかと。それをどこに求めるかということ少し議論していったほうがよいのかなという気がしています。

例えば予算で見ますと、市町村の連携において予算が増額されていますから、今一度、頻りに住民の方と接し、あるいは国保を扱っている市町村の力を一緒に活用しながらということ是非常によいことだと思つて、あとは、いかに若い人や納める気がなかつた人も納めるようになったかということが一番のポイントだと思つて、そのあたりの効果を測定するやうな何か工夫があれば、より一層この数年の気の遠くなるやうな努力が目に見える形で、信用という形で還元されていくのかなと思つております。

【郷原委員長】 いかがでしょう。

【村岡委員】 年金記録問題については、磯村先生が非常に御苦労されたと思つて、磯村先生をはじめこの委員会の功は大だと思つてはございますけれども、すみません、ちょっと1つだけ。

年金記録問題のこの委員会の報告書に対して、非常に労作でありますし、非常に苦労されたと思つてはございますけれども、ちょっと非常に突っぱねた言い方をすると、これは別に委員会があつたらうとなくなつたらうとまとめられたはずですよ。おまとめになつたのだらうと思つてはございますけれども、そうすると、委員会があつたらうとなくなつたらうと、このやうなものをおまとめになつて、先ほどからありますやうにどんどん外部に対して公表していかれるということ非常きめ細かくやつていただくということが大事ではないかなと思つてはございます。別に委員会があるからまとめるといふことおやりになつたわけでもないと思つてはございますし、これは年金機構ないし厚労省さんが自発的にまとめられたいろいろなデータ、それから資料だと思つてはございますので、この先そのやうな第三者機関ができようができませんが、このやうなものを適宜、インターネットを通じるなり、またはプレスリリースなりして公表していただくと、そういうことが一番大事ではないかなと思つてはございます。

【片桐委員】 年金記録問題で私が一番気になつてはいたのは紙台帳とコンピューター記録の突合せに関してです。本日、全部で4,000億円という金額をお示しいただいて、ああ、やっぱりそのぐらにかつたのかというやうな印象ではございますけれども、やはりそれだけかけた結果として年金問題自体の信頼性回復にいかにつなげていくかということ非常に重要なかなと思つてはございます。問題になるときはマスコミもかなり騒いで、いろいろと世の中の

人の目にも触れると思いますが、これが収束して、こういった形で解決しましたよというところに関してはなかなか、あまり注目されない可能性があるので、そこは、こういうふうによくなりましたということをきちんと説明していただく必要があるのではないかなと思います。

ただ、それと同時に、先ほど高山先生のほうでおっしゃっていたとおり、記録ミスというものはゼロには絶対できないということもきちんと同時にアピールしていただいて、そのミスが発見されたときには直ちに適正な修正を行うということで、国民にきちんと納得してもらえるようなアピールができるといいのではないかなとは思っています。

あともう一つ、私自身が実はとても釈然としなかった部分としましては、問題になって、いろいろなことが検討の土俵に上がっていくことに関してはいいことなんではないかなとは思っていますが、その手じまい方がなかなか難しい。本当に難しい問題だということは理解したのですが、とりあえずお金を使えばいいというわけではないのだと思うのですけれども、分からなかったときは払う方向で判断するというようなことを判断せざるを得なかったような場面もかなりあったのではないかなと思います。でも、それは国民の側からするとやはり釈然としないかなと。正しく決着してほしいという、正しく決着するということができないことがあるということも私はわかったのですけれども、この場に出てきて初めて分かったのであって、国民としては、なかなかそこは理解できない話で、正しく決着してくれなくては困ると当然思うものだと思うのです。

ですので、いかにして正しく決着するかというところをきちんと説明していただきたいということと、分からなかったときに、一人一人が不利益にならないければそれでよいということではなくて、正しい結論にしたということをより説明していただいたほうがよろしいのではないかなとは思いました。

あと最後に、これから小さな問題から大きな問題までいろいろとまた出てくるかもしれませんが、発足当初はやはり組織体制もなかなか追いついていなくて、脇固めがしづらかった部分もおありだったのではないかなと思うのですが、ここ最近になってくるといろいろな問題点の把握等も組織立ってかなりきちんとされるようになってきたのではないかなと思います。ですので、そういうリスク情報の把握、リスクの把握を常に心がけていただいて、脇固めをどんどん進めていただければよろしいのではないかなと思います。

以上です。

【村岡委員】 よろしいですか。

【郷原委員長】 はい。

【村岡委員】 1点だけお願いがあるのでありますが、磯村先生の報告書にも書いてある新システム、是非人間も含めたトータルシステムとして、絶対ということはないと思いますが、過ちが入ってこない完璧なシステムであるかどうかということについてはもちろん設計される方、年金機構も含めて十分な検討をされると思うのですが、これは第三者の目も入れて最終的にチェックしていただくということが非常に大事だと思う

ので、そのあたりはお考えおきいただければと思います。

【郷原委員長】 それでは、最後に少し私のほうから、この4年近くの委員会での活動を踏まえ、若干感想めいたことを述べさせてもらおうと思うのですが。私は、この総務省の年金業務監視委員会がここに設置されていたということは、本当に過去に例のない、1つの省庁の所管事項に対して他省庁からその業務を監視する、そして、それも本当に国民の目線で監視する、常識論的に監視する、検討する場として貴重なものだったのではないかと考えています。

先ほど御説明したこの4年近くの間3つの問題についても、我々の委員会で議論したこと、我々としての意見と厚労省の側、あるいは機構の側の意見とはいずれもかなり異なっていたように思います。そのような異なった意見をこの場でぶつけて議論して、その結果いろいろなことが得られたのではないか、それがこの年金業務監視委員会がこれまでやってきたことの成果と言えるのではないか。厚労省が正に年金についての専門官庁ですから、その厚労省においては常に適切な判断が行われているのだと思うのですが、それでも我々として別の観点から疑問に思うこと、問題として指摘すべきと思えることもいろいろあったわけです。

そういう意味で、通常は官公庁というのはそれぞれの所管事項を縦割りでやっていくというのが当然の姿なのですが、とりわけ国民の関心の高い、そして近年様々な不祥事で国民の信頼を失墜してしまった年金業務に関する事項であったがゆえに、そのような形でいろいろな問題を議論してきた、審議してきた、調査してきたことの意味はあったのではないかと思います。

そういったことからすると、先ほど高山委員のコメントにもありましたけれども、今後の年金業務の監視のあり方についても、これまでの我々のこの委員会としての活動の成果等も踏まえて、これは総務省として検討される問題だと思いますけれども、十分な検討を行っていただければと思います。

それでは、若干予定の時間を超過いたしました。本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。